

野田市教育委員会告示第11号

野田市文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則（令和5年野田市教育委員会規則第7号）の施行に伴い、野田市移動教室用自動車使用規則及び野田市立学校施設使用規則の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年8月1日から施行する。

- 1 野田市移動教室用自動車使用申請書
- 2 野田市移動教室用自動車許可書
- 3 野田市移動教室用自動車使用申請却下通知書
- 4 運行日誌
- 5 野田市学校施設使用許可申請書
- 6 野田市学校施設使用許可(不許可)決定通知書

令和5年7月31日

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

野田市移動教室用自動車使用申請書

年 月 日

(宛先)野田市教育委員会教育長

申請者
住 所
職氏名
(連絡先TEL)

下記のとおり使用いたしたいので申請します。

使 用 目 的	
行 先(経 路)	
使 用 日 時	月 日午 ^前 後 時 分から 月 日午 ^前 後 時 分まで
引率者職名氏名 乗 車 者 名	

野田市移動教室用自動車許可書

野田市教育委員会教育長 印

申請のあった件につき下記により許可します。

使用日時	月 日 午前 時 分から 月 日 午後 時 分まで
行先(経路)	
使用者名	外 名
備考	(許可条件) 1 利用者の責に帰すべき事由により器物に損害を与えた場合は利用者において原形に復すること。 2 その他

- (注)1 使用者は乗車の際運転者に渡して下さい。
2 自動車の故障、その他特別の事情により使用できなくなる場合がありますのでご承知下さい。
3 使用区分又は緊急用務、その他により配車の変更又は取り消しをする事があります。
4 申込みの内容を変更し、又は中止するときは、使用者は、直ちに主管課長に承認を求める事。承認を求めないときは、配車を取り消すことがあります。
5 出先で申込内容を変更する必要があるときは、直ちに主管課長に連絡すること。
6 使用者は野田市移動教室用自動車使用規則を遵守すること。

野田市移動教室用自動車使用申請却下通知書

年 月 日

様

野田市教育委員会教育長 印

年 月 日付の野田市移動教室用自動車使用申請については下記の事由により却下いたしますので申請者は別途方法を講じて下さい。

記

- 1 使用範囲不適のため
- 2 配車決定済のため
- 3 運転手休暇のため
- 4 自動車点検整備のため
- 5 自動車車検整備のため
- 6 その他

運行日誌

月 日 曜日(天候)

用 務	運 行 行 程	運 行 時 間		摘 要	
		自	至		
1	～	時 分	時 分		
2	～	時 分	時 分		
3	～	時 分	時 分		
4	～	時 分	時 分		
使用者所属	使用者(同乗者)氏名				
1					
2					
3					
4					
運 行 料 程	運 転 終	km	燃 料		潤 滑 油
	運 転 始	km			
	1 日 の 料 数	km	1		1

仕 業 点 検 票

年 月 日 曜日 天候

登録番号

運転者

点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 結 果	点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 結 果					
1 冷 却 水	不足していないかどうか		11 灯 火 装 置	点滅具合が不良でないか、又汚れ及び損傷がないか						
2 オ イ ル	エンジンオイルの不足及び汚れはないかどうか		12 方 向 器	作用が不良でないかどうか						
	ブレーキオイルは不足していないかどうか		13 タ イ ヤ	空気圧が適当で、かつ異状な摩耗及び著しい損傷がないかどうか						
3 ハ ン ド ル	著しい遊び又ははがたがないか		14 シャーシばね	ばねに折損がないかどうか						
	異状に握られたり、取られたり、又は重かったりしないか		15 前日の運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないかどうか確認すること						
4 ブ レ ー キ	ブレーキペダルのふみしろが適当で、かつブレーキのききが充分であるかどうか									
	サイドブレーキの引きしろが適当で、かつブレーキのききが充分であるかどうか		備 考							
5 エ ン ジ ン	排気の色が不良でないかどうか									
6 各 計 器	作用が不良でないかどうか									
7 ワ イ パ ー	作用が不良でないかどうか									
8 クラッチペダル	作用が不良でないかどうか									
9 バックミラー	写影が不良でないかどうか		安全運転管理者	係 長	係		所属長	係 長		整備管理者
10 クラクション	作用が不良でないかどうか									

(注) 仕業点検は毎日運行開始前に必ず実施してください。

点検結果欄の記入方法は、異状のないもの○印、異状のある場合はその箇所状況等を記入してください。

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野 田 市 学 校 施 設 使 用 許 可 申 請 書

学校施設を使用したいので、野田市立学校施設使用規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

団体名			
責 任 者	住 所		電話番号
	氏 名		生年月日
使用目的			
施設名			
使用器具			
日 時			
予定人員			

第 号
年 月 日

様

野田市立

学校長 ㊟

野田市学校施設使用許可(不許可)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用については、野田市立学校施設使用規則第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	許可	不許可
団体名		
使用目的		
施設名		
使用器具		
日時		
注意事項		
不許可の理由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。